

障害者の所得保障

- 20歳前に障害状態となった障害児については、20歳に達するまでの間、特別児童扶養手当がその子を扶養する親等に支給される。この子が20歳に達した後は、国民年金より、障害基礎年金が本人に対して支給される。
(ただし本人の所得に基づく所得制限がある)
- 20歳以後に障害状態になった者に対しては、国民年金から障害基礎年金が本人に対して支給される(厚生年金加入者の場合、これに合わせて、障害厚生年金も支給される)。
- いずれの場合も、年金額は満額の老齢基礎年金と同額(障害等級1級の場合には、1.25倍の額)であり、障害基礎年金の受給者は、国民年金の保険料は全額免除される。

